

## 昭和五十五年政令第二百八十七号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令  
内閣は、犯罪被害者等給付金支給法（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第二項、第七条、第九条、第十二条第一項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。  
(法第二条第五項の政令で定める要件)

第一条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）以下「法」という。) 第二条第五項の政令で定める要件は、当該負傷又は疾病的療養のために法第九条第二項に規定する給付期間（以下単に「給付期間」という。）内に三日以上病院に入院することを要したこと（当該疾病が精神疾患である場合には、その症状が給付期間内に三日以上労働に服することができない程度であつたこと）とする。

(法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度)

第二条 法第二条第六項の政令で定める身体上の障害の程度は、重度のものから順に、第一級から第十四級までとし、これらの障害等級に該当する障害は、国家公安委員会規則で定める。

第三条 法第七条第一項に該当する障害等級をいう。以下同じ。) に該当する程度の障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

(法第七条第一項の政令で定める給付等)

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

(法第七条第一項の政令で定める給付等)

一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

二 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第三十号）

四 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）

五 國會議員法（昭和二十二年法律第八十五号）

六 船員法（昭和二十二年法律第一百号）

七 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）

八 消防組織法（昭和二十二年法律第一百二十号）

九 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）

十 水防法（昭和二十四年法律第一百九十三号）

十一 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百九十一号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)

十二 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）

十三 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）

十四 自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）

十五 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）

十六 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第一百四十三号）

十七 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第一百九号）

十八 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

十九 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）

二十 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）

二十一 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十年法律第一百十一号）

二十二 國會議員の秘書の給与等に関する法律（平成一年法律第四十九号）

二十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第一百六十二号）

二十四 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）

二十五 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）

## 三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第三十号）

## 二十六 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）

## （遺族給付基礎額）

第六条 法第九条第一項の政令で定める倍数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

第四条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

一 前条に規定する給付等が一時金としてのみ行われるべき場合 当該一時金の額を基礎としとして國家公安委員会規則で定める方法により算り算定した額

二 前号に掲げる場合 当該給付等の額、支給の時期及び法定利率を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した額

イ 当該生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた當時八歳未満であった者が含まれていない場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める倍数

ロ 遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当时、五十五歳以上であり、又は國家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十）

ハ 遺族が次項第一号に掲げる場合以外の場合（イ（1）から（4）までに掲げる生計維持関係遺族の人数の区分に応じ、当該（1）から（4）までの定める倍数に、次の（1）から（4）までの定める倍数を合計した数を加えた倍数）

（1） 一人 千五百三十（当該生計維持関係遺族が次項第一号に掲げる者（犯罪行為が行われた当时、五十五歳以上であり、又は國家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた者に限る。）である場合にあつては、千七百五十）

（2） 二人 二千十

（3） 三人 二千二百三十

（4） 四人以上 二千四百五十

（5） 五人以上 二千五百三十

（6） 六人以上 二千六百三十

（7） 七人以上 二千七百三十

（8） 八人以上 二千八百三十

（9） 九人以上 二千九百三十

（10） 十人以上 二千五百三十

（11） 十一人以上 二千六百三十

（12） 十二人以上 二千七百三十

（13） 十三人以上 二千八百三十

（14） 十四人以上 二千九百三十

（15） 十五人以上 二千五百三十

（16） 十六人以上 二千六百三十

（17） 十七人以上 二千七百三十

（18） 十八人以上 二千八百三十

（19） 十九人以上 二千九百三十

（20） 二十人以上 二千五百三十

（21） 二十一人以上 二千六百三十

（22） 二十二人以上 二千七百三十

（23） 二十三人以上 二千八百三十

（24） 二十四人以上 二千九百三十

（25） 二十五人以上 二千五百三十

（26） 二十六人以上 二千六百三十

（27） 二十七人以上 二千七百三十

（28） 二十八人以上 二千八百三十

（29） 二十九人以上 二千九百三十

（30） 三十人以上 二千五百三十

（31） 三十一人以上 二千六百三十

（32） 三十二人以上 二千七百三十

（33） 三十三人以上 二千八百三十

（34） 三十四人以上 二千九百三十

（35） 三十五人以上 二千五百三十

（36） 三十六人以上 二千六百三十

（37） 三十七人以上 二千七百三十

（38） 三十八人以上 二千八百三十

（39） 三十九人以上 二千九百三十

（40） 四十人以上 二千五百三十

（41） 四十一人以上 二千六百三十

（42） 四十二人以上 二千七百三十

（43） 四十三人以上 二千八百三十

（44） 四十四人以上 二千九百三十

（45） 四十五人以上 二千五百三十

（46） 四十六人以上 二千六百三十

（47） 四十七人以上 二千七百三十

（48） 四十八人以上 二千八百三十

（49） 四十九人以上 二千九百三十

（50） 五十人以上 二千五百三十

（51） 五十一人以上 二千六百三十

（52） 五十二人以上 二千七百三十

（53） 五十三人以上 二千八百三十

（54） 五十四人以上 二千九百三十

（55） 五十五人以上 二千五百三十

（56） 五十六人以上 二千六百三十

（57） 五十七人以上 二千七百三十

（58） 五十八人以上 二千八百三十

（59） 五十九人以上 二千九百三十

（60） 六十人以上 二千五百三十

（61） 六十一人以上 二千六百三十

（62） 六十二人以上 二千七百三十

（63） 六十三人以上 二千八百三十

（64） 六十四人以上 二千九百三十

（65） 六十五人以上 二千五百三十

（66） 六十六人以上 二千六百三十

（67） 六十七人以上 二千七百三十

（68） 六十八人以上 二千八百三十

（69） 六十九人以上 二千九百三十

（70） 七十人以上 二千五百三十

（71） 七十一人以上 二千六百三十

（72） 七十二人以上 二千七百三十

（73） 七十三人以上 二千八百三十

（74） 七十四人以上 二千九百三十

（75） 七十五人以上 二千五百三十

（76） 七十六人以上 二千六百三十

（77） 七十七人以上 二千七百三十

（78） 七十八人以上 二千八百三十

（79） 七十九人以上 二千九百三十

（80） 八十人以上 二千五百三十

（81） 八十一人以上 二千六百三十

（82） 八十二人以上 二千七百三十

（83） 八十三人以上 二千八百三十

（84） 八十四人以上 二千九百三十

（85） 八十五人以上 二千五百三十

（86） 八十六人以上 二千六百三十

（87） 八十七人以上 二千七百三十

（88） 八十八人以上 二千八百三十

（89） 八十九人以上 二千九百三十

（90） 九十人以上 二千五百三十

（91） 九十一人以上 二千六百三十

（92） 九十二人以上 二千七百三十

（93） 九十三人以上 二千八百三十

（94） 九十四人以上 二千九百三十

（95） 九十五人以上 二千五百三十

（96） 九十六人以上 二千六百三十

（97） 九十七人以上 二千七百三十

（98） 九十八人以上 二千八百三十

（99） 九十九人以上 二千九百三十

（100） 一百人以上 二千五百三十

（101） 一百零二人以上 二千六百三十

（102） 一百零三人以上 二千七百三十

（103） 一百零四人以上 二千八百三十

（104） 一百零五人以上 二千九百三十

（105） 一百零六人以上 二千五百三十

（106） 一百零七人以上 二千六百三十

（107） 一百零八人以上 二千七百三十

（108） 一百零九人以上 二千八百三十

（109） 一百零十人以上 二千九百三十

（110） 一百零一人以上 二千五百三十

（111） 一百零二人以上 二千六百三十

（112） 一百零三人以上 二千七百三十

（113） 一百零四人以上 二千八百三十

（114） 一百零五人以上 二千九百三十

（115） 一百零六人以上 二千五百三十

（116） 一百零七人以上 二千六百三十

（117） 一百零八人以上 二千七百三十

（118） 一百零九人以上 二千八百三十

（119） 一百零十人以上 二千九百三十

（120） 一百零一人以上 二千五百三十

（121） 一百零二人以上 二千六百三十

（122） 一百零三人以上 二千七百三十

（123） 一百零四人以上 二千八百三十

（124） 一百零五人以上 二千九百三十

（125） 一百零六人以上 二千五百三十

（126） 一百零七人以上 二千六百三十

（127） 一百零八人以上 二千七百三十

（128） 一百零九人以上 二千八百三十

（129） 一百零十人以上 二千九百三十

（130） 一百零一人以上 二千五百三十

（131） 一百零二人以上 二千六百三十

（132） 一百零三人以上 二千七百三十

（133） 一百零四人以上 二千八百三十

（134） 一百零五人以上 二千九百三十

（135） 一百零六人以上 二千五百三十

（136） 一百零七人以上 二千六百三十

（137） 一百零八人以上 二千七百三十

（138） 一百零九人以上 二千八百三十

（139） 一百零十人以上 二千九百三十

（140） 一百零一人以上 二千五百三十

（141） 一百零二人以上 二千六百三十

（142） 一百零三人以上 二千七百三十

（143） 一百零四人以上 二千八百三十

（144） 一百零五人以上 二千九百三十

（145） 一百零六人以上 二千五百三十

（146） 一百零七人以上 二千六百三十

（147） 一百零八人以上 二千七百三十

（148） 一百零九人以上 二千八百三十

（149） 一百零十人以上 二千九百三十

（150） 一百零一人以上 二千五百三十

（151） 一百零二人以上 二千六百三十

（152） 一百零三人以上 二千七百三十

（153） 一百零四人以上 二千八百三十

（154） 一百零五人以上 二千九百三十

（155） 一百零六人以上 二千五百三十

（156） 一百零七人以上 二千六百三十

（157） 一百零八人以上 二千七百三十

（158） 一百零九人以上 二千八百三十

（159） 一百零十人以上 二千九百三十

（160） 一百零一人以上 二千五百三十

（161） 一百零二人以上 二千六百三十

（162） 一百零三人以上 二千七百三十

（163） 一百零四人以上 二千八百三十

（164） 一百

(4) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(5) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合四歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(6) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合三歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(7) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(8) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数	(9) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数
(10) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一千五百六十円とする。	(11) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた場合一千五百六十円とする。
(法第九条第二項の政令で定める額)	(法第九条第二項の政令で定める額)

第八条 法第九条第二項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法

る場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

の表に定める数

たものとのそれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号

又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それ

ぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例）により算定した額（その額

が現に要した費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額（当該現に要した費用の額を合算した額とす

る）。ただし、一月当たり八万円（当該療養のあつた月以前の十二月以内に、この項ただ

し書の規定の適用を受けて一月当たりの額が定められる月（当該療養のあつた月を除く。）が三以上ある場合には、当該療養のあつた月については、四万四千四百円）を超えること

ができるない。

第九条 法第九条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二 船員保険法

三 國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）

四 国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）

六 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

七 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

（法第九条第一項の政令で定める場合）

第十条 法第九条第二項の政令で定める場合は、当該犯罪被害者が前条に掲げる法律の規定によ

り当該犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該

犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超えて別表第四に定める最高額を超え、又は最低額に満たないとき

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前二号に規定する場合における法第九条第二項の政令で定める額は、第一号に規定する額に第

二号に規定する額を加えて得た額とする。

一 給付期間における療養（最終月の特定入院に係るものを除くものとし、現に第九条に掲

げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）のそれぞれについて第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

二 最終月の特定入院に係る療養（現に第九条に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものに限る。）について第八条の規定により算定した療養に要した費用の額から第九条に掲げる法律の規定により当該

犯罪被害者が受け、又は受けたことができた療養に関する給付の額を控除して得た額を合算した額

一 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第二級（二千八百六十）（犯罪被害者が当該

障害により常時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百八十）

二 第二级 千八百六十五（犯罪被害者が当該障害により随時介護を要する状態にある場合にあつては、二千八百六十）

三 第三级 千六百

四 第四级 九百二十

五 第五级 七百九十

六 第六级 六百七十

七 第七级 五百六十

八 第八级 四百五十

九 第九级 三百五十

十 第十级 二百七十

十一 第一级 二百

十二 第二级 百四十

十三 第三级 九十

十四 第四级 五十

十五 第五级 三十

十六 第六级 二十

十七 第七级 十

十八 第八级 二十

十九 第九级 十

二十 第一级 二十

二十一 第二级 二十

二十二 第三级 二十

二十三 第四级 二十

二十四 第五级 二十

二十五 第六级 二十

二十六 第七级 二十

二十七 第八级 二十

二十八 第九级 二十

二十九 第一级 二十

三十 第二级 二十

三十一 第三级 二十

三十二 第四级 二十

三十三 第五级 二十

三十四 第六级 二十

三十五 第七级 二十

三十六 第八级 二十

三十七 第九级 二十

三十八 第一级 二十

三十九 第二级 二十

四十 第三级 二十

四十一 第四级 二十

四十二 第五级 二十

四十三 第六级 二十

四十四 第七级 二十

四十五 第八级 二十

四十六 第九级 二十

四十七 第一级 二十

四十八 第二级 二十

四十九 第三级 二十

五十 第四级 二十

五十一 第五级 二十

五十二 第六级 二十

五十三 第七级 二十

五十四 第八级 二十

五十五 第九级 二十

五十六 第一级 二十

五十七 第二级 二十

五十八 第三级 二十

五十九 第四级 二十

六十 第五级 二十

六十一 第六级 二十

六十二 第七级 二十

六十三 第八级 二十

六十四 第九级 二十

六十五 第一级 二十

六十六 第二级 二十

六十七 第三级 二十

六十八 第四级 二十

六十九 第五级 二十

七十 第六级 二十

七十一 第七级 二十

七十二 第八级 二十

七十三 第九级 二十

七十四 第一级 二十

七十五 第二级 二十

七十六 第三级 二十

七十七 第四级 二十

七十八 第五级 二十

七十九 第六级 二十

八十 第七级 二十

八十一 第八级 二十

八十二 第九级 二十

八十三 第一级 二十

八十四 第二级 二十

八十五 第三级 二十

八十六 第四级 二十

八十七 第五级 二十

八十八 第六级 二十

八十九 第七级 二十

九十 第八级 二十

九十一 第九级 二十

九十二 第一级 二十

九十三 第二级 二十

九十四 第三级 二十

九十五 第四级 二十

九十六 第五级 二十

九十七 第六级 二十

九十八 第七级 二十

九十九 第八级 二十

一百 第九级 二十

一百一十 第一级 二十

一百一十一 第二级 二十

一百一十二 第三级 二十

一百一十三 第四级 二十

一百一十四 第五级 二十

一百一十五 第六级 二十

一百一十六 第七级 二十

一百一十七 第八级 二十

一百一十八 第九级 二十

一百一十九 第一级 二十

一百二十 第二级 二十

一百二十一 第三级 二十

一百二十二 第四级 二十

一百二十三 第五级 二十

一百二十四 第六级 二十

一百二十五 第七级 二十

一百二十六 第八级 二十

一百二十七 第九级 二十

一百二十八 第一级 二十

一百二十九 第二级 二十

一百三十 第三级 二十

一百三十一 第四级 二十

一百三十二 第五级 二十

一百三十三 第六级 二十

一百三十四 第七级 二十

一百三十五 第八级 二十

一百三十六 第九级 二十

一百三十七 第一级 二十

一百三十八 第二级 二十

一百三十九 第三级 二十

一百四十 第四级 二十

一百四十一 第五级 二十

一百四十二 第六级 二十

一百四十三 第七级 二十

一百四十四 第八级 二十

一百四十五 第九级 二十

一百四十六 第一级 二十

一百四十七 第二级 二十

一百四十八 第三级 二十

一百四十九 第四级 二十

一百五十 第五级 二十

一百五十一 第六级 二十

一百五十二 第七级 二十

一百五十三 第八级 二十

一百五十四 第九级 二十

一百五十五 第一级 二十

一百五十六 第二级 二十

一百五十七 第三级 二十

一百五十八 第四级 二十

一百五十九 第五级 二十

一百六十 第六级 二十

一百六十一 第七级 二十

一百六十二 第八级 二十

一百六十三 第九级 二十

一百六十四 第一级 二十

一百六十五 第二级 二十

一百六十六 第三级 二十

一百六十七 第四级 二十

一百六十八 第五级 二十

一百六十九 第六级 二十

一百七十 第七级 二十

一百七十一 第八级 二十

一百七十二 第九级 二十

一百七十三 第一级 二十

一百七十四 第二级 二十

一百七十五 第三级 二十

一百七十六 第四级 二十

一百七十七 第五级 二十

一百七十八 第六级 二十

一百七十九 第七级 二十

一百八十 第八级 二十

一百八十一 第九级 二十

一百八十二 第一级 二十

一百八十三 第二级 二十

一百八十四 第三级 二十

一百八十五 第四级 二十

一百八十六 第五级 二十

一百八十七 第六级 二十

一百八十八 第七级 二十

一百八十九 第八级 二十

一百九十 第九级 二十

一百九十一 第一级 二十

一百九十二 第二级 二十

一百九十三 第三级 二十

一百九十四 第四级 二十

一百九十五 第五级 二十

一百九十六 第六级 二十

一百九十七 第七级 二十

一百九十八 第八级 二十

一百九十九 第九级 二十

一百二十 第一级 二十

一百二十一 第二级 二十

一百二十二 第三级 二十

一百二十三 第四级 二十

一百二十四 第五级 二十

一百二十五 第六级 二十

一百二十六 第七级 二十

一百二十七

(法第十二条第一項の政令で定める額)

**第十六条** 法第十二条第一項の政令で定める額

は、次の各号に掲げる法第十条第一項の申請の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族給付金に係る法第十条第一項の申請

法第九条第一項、第五項及び第六項、法第十

一条第三項、法第十二条第五項並びに第五条

から第十三条までの規定により計算した額

二 重傷病給付金に係る法第十条第一項の申

請 法第九条第二項から第四項まで及び第七

条から第十三条までの規定により計算した額

(給付期間の末日前で、かつ、当該申請に係

る負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が

固定する前に、仮給付金の決定をする場合に

あつては、当該負傷をし、又は疾病にかかる

た日から当該仮給付金の決定において定める

日までの間についてこれらの規定の例により

計算した額)

三 障害給付金に係る法第十条第一項の申請

仮給付金の決定の時において判明している身

体上の障害の程度が該当する障害等級に応ず

る前条各号に定める倍数を用いて法第九条第

七項及び第十四条の規定により計算した額

(国家公安委員会規則への委任)

第十七条 犯罪被害者等給付金及び仮給付金の支

給に係る手続その他犯罪被害者等給付金及び

仮給付金の支給に係る必要な事項は、国家公

安委員会規則で定める。

（施行期日） 附 則 **抄** (昭和五七年四月二七日政令第一

1 この政令は、法の施行の日（昭和五十六年一月一日）から施行する。

（施行期日） 附 則 **抄** (昭和五七年四月二七日政令第一

2 1 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日） 附 則 **抄** (昭和五七年四月二七日政令第一

2 1 改正後の第六条及び別表第一の規定は、平成

九年四月一日以後に行われた犯罪行為による障

害に係る仮給付金及び障害給付金について適用

し、同日前に行われた犯罪行為による障害に係

る仮給付金及び障害給付金については、なお従

前の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一三年五月一六日政令第一

1 この政令は、犯罪被害者等給付金支給法の一

部を改正する法律（平成十三年法律第三十号）

の施行の日（平成十三年七月一日）から施行す

る。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一四年八月三〇日政令第二

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

表第二の規定は、この政令の施行の日以後に行

われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に

係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日

前日に終わった犯罪行為による死亡又は重障害に

係る犯罪被害者等給付金については、なお従前

の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一四年八月三〇日政令第二

2 改正後の第二条、第十二条、別表第一及び別

表第二の規定は、この政令の施行の日以後に行

われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に

係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日

前日に終わった犯罪行為による死亡又は重障害に

係る犯罪被害者等給付金については、なお従前

の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一四年八月三〇日政令第二

3 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日

前日までの間に終わった犯罪行為による障害

による障害に係る仮給付金及び障害給付金につい

ては、なお従前の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一四年八月三〇日政令第二

4 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び

第二条の規定は、平成十八年四月一日以後に

行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害

者等給付金について適用し、同日前に終わった

犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付

金については、なお従前の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年五月八日政令第一

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行す

る。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年五月八日政令第一

2 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び

第二条の規定は、平成十八年四月一日以後に

行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害

者等給付金について適用し、同日前に終わった

犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付

金については、なお従前の例による。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年五月八日政令第一

3 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に

関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四

日）から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

1 （施行期日） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

2 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の

規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯

罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付

金について適用する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

3 この政令は、平成十四年十月一日から施

行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

4 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

5 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

6 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

7 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

8 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

9 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

10 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

11 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

12 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

13 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

14 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

15 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

16 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

17 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

18 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

19 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

20 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

21 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

22 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

23 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

24 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

25 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

26 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

27 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

28 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

29 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

30 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

31 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

32 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

33 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

34 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

35 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

36 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

37 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

38 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

39 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

40 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

41 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

42 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

43 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

44 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

45 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

46 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

47 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

48 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

49 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

50 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

51 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

52 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

53 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

54 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

55 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

56 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

57 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

58 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

59 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

60 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 附 則 **抄** (平成一八年八月一八日政令第二

2	平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。
3	前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国家公安委員会規則で定める。
附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄 (施行期日)	(平成一八年八月三〇日政令第二八六号) (施行期日)
1	この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）	（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）
第十五条	施行日前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号) (施行期日)	(平成一九年五月二五日政令第一六八号) (施行期日)
1	この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。
（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）	（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）
2	この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）	（犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
附 則 (平成二〇年三月三〇日政令第九四号) (施行期日)	(平成二〇年三月三〇日政令第九四号) (施行期日)
1	この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2	この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法
律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。	律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一六号) (施行期日)	(平成二〇年三月三一日政令第一一六号) (施行期日)
1	この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
（経過措置）	（経過措置）

2	第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十一条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (平成二七年三月二十五日政令第九三号) (施行期日)	(平成二七年三月二十五日政令第九三号) (施行期日)
1	この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。
（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）	（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）
2	この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第九四号) (施行期日)	(平成三十一年三月三　日政令第九四号) (施行期日)
1	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2	この政令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六条第一項、第七条、第十一条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。
附 則 (令和五年四月七日政令第一一六三号) (施行期日)	(令和五年四月七日政令第一一六三号) (施行期日)
1	この政令は、令和六年四月一日から施行する。
（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）	（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令一部改正に伴う経過措置）

別表第一（第五条関係）		別表第二（第五条関係）		別表第三（第十二条関係）	
年齢	犯罪行為が行われた時最高額	年齢	犯罪行為が行われた時最高額	年齢	犯罪行為が行われた時最高額
六十歳以上	未満	六十歳以上	未満	六十歳以上	未満
五十五歳以上六十歳未満	○円八、〇〇〇円	五十五歳以上六十歳未満	○円一、〇〇〇円	五十五歳以上五十五歳未満	○円三、二〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	○円一、〇〇〇円	五十歳以上五十五歳未満	○円一、〇〇〇円	五十歳以上五十五歳未満	○円二、一〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	○円一、〇〇〇円	四十歳以上四十五歳未満	○円一、〇〇〇円	四十歳以上四十五歳未満	○円二、一〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	○円一、〇〇〇円	三十歳以上三十五歳未満	○円一、〇〇〇円	三十歳以上三十五歳未満	○円三、一〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	○円一、〇〇〇円	二十歳以上二十五歳未満	○円一、〇〇〇円	二十歳以上二十五歳未満	○円三、一〇〇円
未満	○円一、〇〇〇円	未満	○円一、〇〇〇円	未満	○円一、〇〇〇円

別表第四（第十四条関係）		別表第五（第十四条関係）		別表第六（第十四条関係）	
年齢	犯罪行為が行われた時最高額	年齢	犯罪行為が行われた時最高額	年齢	犯罪行為が行われた時最高額
六十歳以上	未満	六十歳以上	未満	六十歳以上	未満
五十五歳以上六十歳未満	○円五、五〇〇円	五十五歳以上六十歳未満	○円七、九〇〇円	五十五歳以上六十歳未満	○円二、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	○円五、五〇〇円	五十歳以上五十五歳未満	○円七、九〇〇円	五十歳以上五十五歳未満	○円二、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	○円一、三〇〇円	四十歳以上四十五歳未満	○円一、三〇〇円	四十歳以上四十五歳未満	○円一、三〇〇円
三十歳以上三十五歳未満	○円九、一〇〇円	三十歳以上三十五歳未満	○円九、一〇〇円	三十歳以上三十五歳未満	○円九、一〇〇円
二十歳以上二十五歳未満	○円九、一〇〇円	二十歳以上二十五歳未満	○円九、一〇〇円	二十歳以上二十五歳未満	○円九、一〇〇円
未満	○円九、一〇〇円	未満	○円九、一〇〇円	未満	○円九、一〇〇円

		六十歳以上		五十歳以上五十五歳未満		五十五歳以上六十歳未満		五十歳以上五十五歳未満	
		六十歳以上		五十五歳以上六十歳未満		五十五歳以上六十歳未満		五十歳以上五十五歳未満	
		六十歳以上		五十五歳以上六十歳未満		五十五歳以上六十歳未満		五十歳以上五十五歳未満	
六十歳以上		六十歳以上		六十歳以上		六十歳以上		六十歳以上	
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十五歳以上六十歳未満
九、一〇〇円	○一円、二〇	○一円、八〇	○円、二〇	○円、三〇	○円、一二、四〇	○円、八〇〇円	九、八〇〇円	五、三〇〇円	九、一〇〇円
円三、九〇〇	円四、二〇〇	円四、九〇〇	円四、九〇〇	円五、三〇〇	円六、二〇〇	円五、二〇〇	円四、二〇〇	円三、六〇〇	円六、六〇〇
別表第五（第十四条関係）		犯罪行為が行われた時最高額		年齢における犯罪被害者の年齢		二十歳未満		二十歳未満	
		最低額							